

第14部会

岡野にとって戦争はアジア民族を解放する「聖戦」であった。日本は武力では負けたが、目的は果たせたとする。また皇室崇敬も変わらず、むしろ終戦を「日本精神」と皇室の徳の普遍化の契機と見ている。

以上から、解脱会のナショナリズムの特徴は、家郷（家と郷土）／氏神・菩提寺（先祖）重視が、「日本精神」に代表される民族性・国家称揚や皇室崇敬に滑らかに接続されている点にある。また、主に戦前を生き、「国家」「日本」の位相を強調した会祖の言行に多くを拠っているため、普遍的救済の局面が幾分稀釈化・抽象化している点を指摘できるだろう。

無縁遺骨と恨（はん）

——被徴用者等の遺骨調査から——

工藤 英勝

国家戦争・国策による死亡者をどのように遇するかということは、いつの時代でも、重要な政治課題である。

ここで言う「無縁遺骨」とは、東アジア出身の強制徴用者等の遺骨で、アジア・太平洋戦争後、さまざまな事情で引き取り手がないまま墓地や寺院に留め置かれたままになっている遺骨である。

欧米の連合国捕虜等の遺骨は、敗戦後数ヶ月で引渡しを完了している。中国人捕虜等の遺骨については、昭和二一（一九四六）年に外務省が調査を完了し、一九五〇年代から仏教界が中

心になって数次にわたり、判明した遺骨が本国へ返還されている。これらとは対照的に、日本の旧植民地とくに朝鮮出身で民間企業に徴用されていた死亡者については、東西冷戦構造や南北分断の狭間で、民間による返還の外は放置されてきた。

軍人・軍属以外の朝鮮出身者遺骨の調査と奉還が、政府間で約束されたのは、二〇〇四年十二月の日韓首脳会談で、小泉首相との盧武鉉大統領との間で、朝鮮半島出身の民間徴用者等の遺骨も含めて返還に向けて人道協力するという合意が交わされたことに始まる。

日本政府は二〇〇五年七月に全日本仏教会を通して、加盟教団へ「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨についての情報提供のお願い」という調査依頼をした。

曹洞宗では、二〇〇五年十一月から、人権問題とりわけ教団・僧侶の戦争責任と戦後責任の一環として無縁遺骨および真相究明についての調査を開始した。

曹洞宗では、今日現在、約一三〇カ寺から関連する情報が寄せられている。北海道から九州まで少なくとも二六道府県に分布する。すでに合祀・合葬されている遺骨も含め、約六五〇体の遺骨の所在が確認されている。決して少ない数ではないが、朝鮮本籍などの詳細な身元情報が判明しているケースはわずかに四七体に過ぎない。

遺骨問題の調査チームが実際に発見した遺骨には少なからず女性や、生後間もない子供の遺骨を確認している。必ずしも徴用や強制連行を受けた当事者だけではない人々の遺骨である。朝鮮出身の労務者の体験もさまざま。いわゆる強制連行、強

制労働というイメージで死に至った人もあるが、就業渡航で日本へきて、比較的自由な環境にあった人々もある。それだからといって、被徴用者が優遇されていたわけではない。戦時下の労働力確保という国策の為にさまざまなかたちで徹底的に収奪されたのである。

被徴用者等の無縁遺骨の実態を調査し、身元を判明し、遺族・親族を捜索し、しかるべき方法によって遺骨を奉還することが求められている。

しかしながら、現場寺院や行政や日韓両政府の協力にもかかわらず、この条件に合致する遺骨は現在のところほとんどない。今後調査が進む段階で、遺族の判明数も高まることが予想されるが、おそらく九割以上が遺族へ届かない「無縁遺骨」として留め置かれる可能性が強い。

無縁遺骨は死亡者と遺族の恨（ハン）の象徴である。朝鮮民族にとって恨の情緒は、単なる怨念ではなく、あこがれや悲哀などの入り混じったポジティブな感情である。かかる恨を、遺骨を返す側が深く受けとめ、それを癒す縁となることが宗教者に求められる。その意味では、遺骨奉還にまつわる追悼は単なるセレモニーではなく、奉還の本質・中核をなすものとなるであろう。

ヤスクニや国立の追悼施設とは異なる、歴史の真実と和解に捧げられる追悼のあり方が求められている。

明治初期における教導職の「敬神愛国」観

藤田大誠

明治初期における教導職の「敬神愛国」観について検討する場合の資料は、「三教則衍義書」をはじめ、「十一兼題」のうちの「愛国ノ説」に関する解説など、枚挙に暇が無いほどあるが、これらを検討した研究はさほどある訳では無い。また、これまで、神道家や仏教者による「敬神」観の考察は比較的多いため、本発表では、神道・国学系教導職の「愛国」観の一部を紹介することによって、その一端を窺うこととしたい。

まず、権少教正・田中頼庸の『三條演義』（明治六年四月）は、神道系の三教則衍義書の中でも最も標準的なものとされて他の衍義書にも大きな影響力を与えていた書といえるが、東京大学附属総合図書館所蔵『陽春蘆菟集録』巻にはこの『三條演義』の原型となる頼庸の二つの衍義書（『三則演義』『三則略説』）が綴られている。いずれも「神祇省野紙」に書かれており、『三則演義』の末尾には「右三則演義明治五年六月於教部省編輯課田中頼等所撰述也」とあるので、恐らく教部省編輯課官員ら複数名による作業であったことが窺え、本資料が当時同僚であった小中村清矩の関係資料に綴じられていたことも頷ける。

神道大教正及び諸宗大教正の名で「本省御中」として教部省に出された『三條略解』（明治五年十月）は、各教導職における解釈の最低限の共通理解を目指したものといえるが、ここに